

一般社団法人仮設工業会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成31年に高所作業において使用される墜落防止用の保護具は原則としてフルハーネス型を使用することとする法令改正を行いました。

このうち、墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「構造規格」という。）については令和4年1月1日をもって経過措置期間が終了し、令和4年1月2日から完全適用されました。

厚生労働省では、販売されている墜落制止用器具の安全性を確保するため、構造、性能、強度等を試験する、買取試験を実施しています。

今般、買取試験を行った墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないことが判明したため、別添のとおり公表しました。

貴団体におかれましても、貴団体会員等に対して、下記の墜落制止用器具の製造、輸入、販売及び使用に当たって留意すべき事項の周知を徹底いただくとともに、墜落制止用器具の適切な製造、輸入、販売及び使用につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

構造規格第9条には、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示すべきことが定められ、またショックアブソーバの見やすい箇所に、ショックアブソーバの種別、最大の自由落下距離、使用可能な重量及び落下距離を表示すべきことが定められています。

1 製造者の実施事項

製造に当たっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な事項を表示してください。

2 輸入者、販売者及び使用者の実施事項

輸入、販売及び使用に当たっては、定められた事項が適切に表示されているか確認してください。

適切な表示がない製品は、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となりますので、輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収してください。

以上